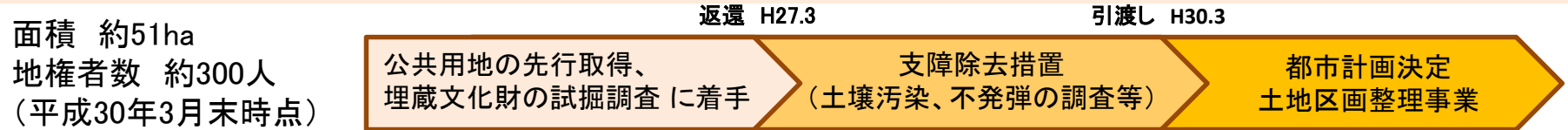


駐留軍用地の跡地利用の推進

1. 背景等

- ◆平成24年4月 跡地利用特措法の改正・施行
- ◆平成25年4月 「統合計画」の公表(日米政府) = 嘉手納以南の1,000ha超の駐留軍用地の返還
→ 返還予定の土地は人口が集中する県中南部に所在。跡地利用は沖縄の振興にとって重要な課題

2. キャンプ瑞慶覧(ずけらん)の西普天間住宅地区跡地〔宜野湾市〕



- ◆沖縄県・宜野湾市・琉球大学の三者が、沖縄健康医療拠点(※)の核となる琉球大学医学部及び同附属病院の移設に対して、国の積極的な財政支援等について要請(平成29年5月10日)
※平成28年5月9日、平成27年6月10日、平成26年6月3日は国際医療拠点の形成として同様の要請
- ◆平成28年11月～平成30年3月 琉球大学医学部・同附属病院の用地の先行取得(市)
- ◆平成30年2月 跡地利用計画(平成27年7月)を変更(市)
「沖縄健康医療拠点ゾーン」: 琉球大学医学部・同附属病院の移設

《国の対応》

- ・跡地法に基づき「拠点返還地」に指定(平成26年1月17日)、「国の取組方針」を策定することとした(平成26年6月3日)
- ・跡地法の改正(平成27年3月31日): 譲渡所得特別控除(5千万円)の①適用期間の延長、②面積要件の緩和
- ・拠点返還地跡地利用推進のための交付金(10億円)を平成28年度予算で創設(平成29年度・平成30年度予算: 10億円)
- ・「国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点について(西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する協議会報告)」を公表(平成29年4月26日)
- ・骨太方針で、「西普天間住宅地区跡地については、関係府省庁の連携の下、琉球大学医学部及び附属病院の移設に着手し、国際性・離島の特性を踏まえた、健康・医療分野での先端的な研究など高度な医療機能の導入をはじめとする沖縄健康医療拠点の形成を進める。さらに、普天間高校を活用した人材育成拠点の形成を図る」と明記(平成29年6月9日)
- ・平成30年度予算に、琉球大学医学部及び附属病院の実施設計費3.1億円を計上。

3. 今後の取組

- ◆各市町村等における跡地利用の検討・取組や公共用地の先行取得等への支援。今後の返還地の跡地利用のため寄付を募る「普天間未来基金」を創設(宜野湾市)するなど、各市町村等も跡地利用の推進のため積極的な取組。
- ◆西普天間住宅地区跡地: 「西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する協議会」による調査・検討、拠点返還地跡地利用推進のための交付金の執行、「国の取組方針」の策定など